

## 1-4.ハラスメント

ハラスメントは、人権にかかわる問題であり、人間としての尊厳を傷つけ、研究教育及び労働環境の悪化を招きます。本学は、ハラスメント行為を断じて許さず、本学の構成員すべての人権をお互いに尊重しあい、その能力を十分発揮できる、ハラスメントのない環境づくりに取り組みます。

本学の学生は、多様な背景を持ち、多様な価値観や習慣を持っています。自分の国や地域で許容される行動や発言が、必ずしも他の国や地域で許容されるわけでないということを認識してください。学生の皆さんが安心して、多様な文化を享受できるキャンパス環境の構築に貢献できるよう、自分自身の行動を振り返ってみてください。

### ハラスメントの定義

ハラスメントとは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項において、当事者の尊厳を損ない不快にさせる言動をいいます。

ハラスメントには、さまざまな態様がありますが、大学という場で問題となる典型的な例としては、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントがあります。また、これらの態様は独立しているものではなく、さまざまなハラスメントと重複する場合があります。

### 大学の責務

学長は、ハラスメントの防止及び対策に関する施策等全般について責任を負います。また、構成員を監督する立場にある者は、ハラスメントのない良好な環境を確保するために、日常的な活動の中で指導等を行い、ハラスメントに関する認識を深めさせるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、適切に処理する責任を負います。

### 構成員の責務

本学のすべての構成員は、個人としての人格を尊重するとともに、人としての尊厳を傷つけることになるハラスメントを起こさないこと、また、その防止に努める義務を負い、ハラスメントにより修学上又は就労上の環境が害されることを防ぐため、次の

事項について留意しなければなりません。

- ①ハラスメントについて問題提起をする学生、職員及び関係者をいわゆるトラブルメーカーと見なしたり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけてしまったりしないこと。
  - ②ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとらなければなりません。
- 具体的には、次の事項について、十分留意しながら必要な行動をとってください。
- ・ハラスメントが見受けられる場合には、修学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとること。
  - ・ハラスメントの被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。しかし、被害を深刻にしないために、気が付いたことがあれば相談したり、相談に乗ったりすること。

### ハラスメントを受けた場合の対応

ハラスメントに対しては、毅然とした態度をもって、相手に意思表示をすることが求められます。しかし、相手に伝えることが難しい場合は、一人で我慢したり悩んだりせず、信頼できる人に相談してください。また、発生した日時・内容等について記録したり、第三者の証言を得たりしておくことが望ましいです。

### 苦情の相談

本学はハラスメント全般に関する悩み、相談、苦情に対応するための相談窓口として、複数のハラスメント相談員を置いています。相談員氏名及び相談のしかたは、学生用ポータルサイト GRIPS Portal Site for Students に掲載しておりますので、ご確認ください。

相談員へのホットラインとして、

「[sodan-cukeii@grips.ac.jp](mailto:sodan-cukeii@grips.ac.jp)」を設定しています。ここにメールをお送りいただくと、ハラスメント相談員全員にメールが届き、相談内容やご希望に応じた相談員が複数（原則2名）で対応します。相談し

## 1. 修学上の心得

たい相談員がいる場合は、相談員の氏名を明記してください。他の相談員に知られたくない場合は、相談員個人に連絡してください。ご相談は匿名でも受け付けています。

相談者に対する守秘義務を遵守し、相談したことによりさらなる被害に遭うことのないよう、適切に対応いたしますので、安心してご相談ください。